

# 四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 0 3 0 号

平成 31 年 3 月 22 日

金 曜 日

---

## 目 次

---

### 条 例

- 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 2
- 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (総務課) 2
- 審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例 (総務課) 3
- 消費税法等の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例 (総務課) 4

### 公 告

- 平成 31 年度四日市港管理組合一般会計予算等の公表 (総務課) 15
- 四日市港管理組合情報公開条例に基づく情報公開制度の運用状況の公表 (総務課) 29
- 四日市港管理組合個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の運用状況の公表 (総務課) 30
- 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の期間 (総務課) 33

### 監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表 (監査委員) 34

条 例
-----

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 31 年 3 月 22 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 1 号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 54 年四日市港管理組合条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第 2 条、第 3 条関係)			別表(第 2 条、第 3 条関係)		
区 分	報 酬 額	旅 費 額	区 分	報 酬 額	旅 費 額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
そ の 他	日 額 <u>9,640</u> 円以内で予算の範囲内において管理者が定める額	一般職に属する管理組合職員の旅費相当額	そ の 他	日 額 <u>9,630</u> 円以内で予算の範囲内において管理者が定める額	一般職に属する管理組合職員の旅費相当額

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 31 年 3 月 22 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 2 号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年四日市港管理組合条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第 8 条 (略) 2 (略) <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第 8 条 (略) 2 (略)

#### 附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 31 年 3 月 22 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

#### 四日市港管理組合条例第 3 号

審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例

審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例（平成 27 年四日市港管理組合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第 3 条関係)				別表(第 3 条関係)			
区 分	交付の方法	単 位	額	区 分	交付の方法	単 位	額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの	用紙 1 枚(日本産業規格 A 列 3 番(以下「A3 判」という。))	白黒 10 円	文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの	用紙 1 枚(日本工業規格 A 列 3 番(以下「A3 判」という。))	白黒 10 円
		を超える大きさの用紙については、A3 判	カラー 40 円			を超える大きさの用紙については、A3 判	カラー 40 円

		に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合には、片面を1枚として算定する。)につき				に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合には、片面を1枚として算定する。)につき	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

消費税法等の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

平成 31 年 3 月 22 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 4 号

消費税法等の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(四日市港管理組合行政財産等の目的外使用に関する条例の一部改正)

第 1 条 四日市港管理組合行政財産等の目的外使用に関する条例(昭和 52 年四日市港管理組合条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第 5 条 使用料の額は、次の各号に定める算式により計算して得た額(その額が 100 円未満の場合には、100 円)とする。</p> <p>(i) 土地の使用料の算式</p> <p>イ 施設用地として使用許可するもの又は使用許可日数が 1 月未満のもの使用する土地の 1 平方メートル当たりの価格 <math>\times \frac{4}{100} \times</math> 使用許可面積 <math>\times \frac{\text{使用許可日数}}{365} \times \underline{\frac{110}{100}}</math></p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第 5 条 使用料の額は、次の各号に定める算式により計算して得た額(その額が 100 円未満の場合には、100 円)とする。</p> <p>(i) 土地の使用料の算式</p> <p>イ 施設用地として使用許可するもの又は使用許可日数が 1 月未満のもの使用する土地の 1 平方メートル当たりの価格 <math>\times \frac{4}{100} \times</math> 使用許可面積 <math>\times \frac{\text{使用許可日数}}{365} \times \underline{\frac{108}{100}}</math></p>

<p>ロ (略)</p> <p>(2) 建物の使用料の算式</p> <p>(使用する建物の1平方メートル当たりの価格×<math>\frac{8}{100}</math>×使用許可面積+当該建物の建て面積に係る土地の年額使用料に相当する額</p> <p>×<math>\frac{\text{当該建物のうち使用許可面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}</math>)</p> <p>×<math>\frac{\text{使用許可日数}}{365}</math> × <math>\frac{110}{100}</math></p> <p>2 (略)</p>	<p>ロ (略)</p> <p>(2) 建物の使用料の算式</p> <p>(使用する建物の1平方メートル当たりの価格×<math>\frac{8}{100}</math>×使用許可面積+当該建物の建て面積に係る土地の年額使用料に相当する額</p> <p>×<math>\frac{\text{当該建物のうち使用許可面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}</math>)</p> <p>×<math>\frac{\text{使用許可日数}}{365}</math> × <math>\frac{108}{100}</math></p> <p>2 (略)</p>
--	--

(四日市港ポートビル条例の一部改正)

第 2 条 四日市港ポートビル条例 (平成 11 年四日市港管理組合条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 1 (第 8 条関係)					別表第 1 (第 8 条関係)				
1 事務室及び駐車場					1 事務室及び駐車場				
区分		使用料 (円)			区分		使用料 (円)		
事務室	1月1平方メートルまでごとに <u>2,222</u>			事務室	1月1平方メートルまでごとに <u>2,181</u>				
駐車場	1月1台ごとに <u>6,380</u>			駐車場	1月1台ごとに <u>6,264</u>				
備考 (略)					備考 (略)				
2 会議室					2 会議室				
区分		使用料 (円)			区分		使用料 (円)		
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
特別会議室		<u>3,960</u>	<u>5,280</u>	<u>5,280</u>	特別会議室		<u>3,880</u>	<u>5,180</u>	<u>5,180</u>
大会議室	全部使用	<u>8,250</u>	<u>11,000</u>	<u>11,000</u>	大会議室	全部使用	<u>8,100</u>	<u>10,800</u>	<u>10,800</u>
	3分の2使用	<u>5,500</u>	<u>7,330</u>	<u>7,330</u>		3分の1使用	<u>5,400</u>	<u>7,200</u>	<u>7,200</u>
	3分の1使用	<u>2,750</u>	<u>3,660</u>	<u>3,660</u>			<u>2,700</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>
小会議室		<u>1,650</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	小会議室		<u>1,620</u>	<u>2,160</u>	<u>2,160</u>

備考 (1)・(2) (略) 別表第 2 (第 11 条関係)	備考 (1)・(2) (略) 別表第 2 (第 11 条関係)								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">入場料 (円)</th> </tr> <tr> <td>15 歳以上の者 (中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。)</td> <td style="text-align: center;">310</td> </tr> </table>	区 分	入場料 (円)	15 歳以上の者 (中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。)	310	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">入場料 (円)</th> </tr> <tr> <td>15 歳以上の者 (中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。)</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> </table>	区 分	入場料 (円)	15 歳以上の者 (中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。)	300
区 分	入場料 (円)								
15 歳以上の者 (中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。)	310								
区 分	入場料 (円)								
15 歳以上の者 (中学校又はこれに準ずる学校に在学する者は除く。)	300								

(四日市港管理組合港湾施設条例の一部改正)

第 3 条 四日市港管理組合港湾施設条例 (昭和 41 年四日市港管理組合条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用料) 第 16 条 別表に掲げる <u>港湾施設 (貸付施設を除く。)</u> の使用者は、当該別表に定める額の使用料を納入通知書の納付期限又は指定した期日までに納付しなければならない。	(使用料) 第 16 条 別表に掲げる <u>施設</u> の使用者は、当該別表に定める額の使用料を納入通知書の納付期限又は指定した期日までに納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表 (第 16 条関係)

港湾施設の名 称	使 用 料 の 額		
	単 位	外航船舶	内航船舶
岸 壁、 さん 橋	けい留 2 時間未満の船舶 総トン数 1 トンまでごとに	5 円 95 銭	6 円 54 銭
	けい留 2 時間以上 12 時間までの船舶 総トン数 1 トンまでごとに	8 円 93 銭	9 円 82 銭
	けい留 12 時間を超え 24 時間までの船舶 総トン数 1 トンまでごとに	11 円 90 銭	13 円 9 銭
	けい留 24 時間を超え 36 時間までの船舶 総トン数 1 トンまでごとに	23 円 45 銭	25 円 79 銭
	けい留 36 時間を超え 48 時間までの船舶 総トン数 1 トンまでごとに	23 円 80 銭	26 円 18 銭
	けい留 48 時間を超える船舶 総トン数 1 トンまでごとに	23 円 80 銭 にけい留時間 が 48 時間 を超える 24 時間までご	26 円 18 銭 にけい留時間 が 48 時間 を超える 24 時間までご

		とに 11 円 90 銭を加え た額	とに 13 円 9 銭を加えた 額
	泡消火施設を必要とする船舶が 7 号 岸壁に着岸する場合、1 回につき	1,000 円	1,100 円
	ただし、主として港内を航行する汽艇及びはしけは、使用料を徴収しない。		
荷 役 機 械	第 3 埠頭機械式連続アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1 月までごとに 490,050 円 バケットエレベーター式連続アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1 月までごとに 2,386,358 円 バケットエレベーター式連続アンローダー 2 号機 専用使用 1 月までごとに 1,569,517 円 走行起伏シャトル式シップローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1 月までごとに 928,675 円 グラブバケット・ロープトロリ式橋形アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1 月までごとに 7,238,825 円		
荷さばき地 及 び 附 属 施 設	荷さばき地	一般使用 特級 1 日 1 平方メートルまでごとに 9 円 97 銭 1 級 1 日 1 平方メートルまでごとに 9 円 3 銭 2 級 1 日 1 平方メートルまでごとに 7 円 56 銭 3 級 1 日 1 平方メートルまでごとに 5 円 98 銭	
	光ファイ バー通信線	一般使用 1 月 1 回線につき	12,468 円
上 屋	一般使用 基本料金 特 級 1 日 1 平方メートルまでごとに 23 円 37 銭 1 級 1 日 1 平方メートルまでごとに 23 円 4 銭 2 級 1 日 1 平方メートルまでごとに 18 円 19 銭 鉄鋼上屋 1 日 1 平方メートルまでごとに 23 円 4 銭 ただし、スプリンクラー設備のある上屋については、1 日 1 平方メートルまでごとに 2 円 97 銭を加算する。 滞貨料 搬入の日から起算して 31 日を超えて蔵置された貨物 32 日目以後 1 日 1 トンまでごとに 3 円 30 銭 専用使用 1 級 1 月 1 平方メートルまでごとに 465 円 14 銭 2 級 1 月 1 平方メートルまでごとに 397 円 82 銭 ただし、スプリンクラー設備のある上屋については、1 月 1 平方メートルまでごとに 89 円 10 銭を加算する。		
モ ー タ ー プ ー ル	1 日 1 平方メートルまでごとに		7 円 95 銭
く ん 蒸 庫	く ん 蒸 庫 1 日までごとに		69,300 円

及び 附属施設	雨天荷役施設 1日1平方メートルまでごとに 荷さばき地 1日1平方メートルまでごとに 待機室 1日までごとに (くん蒸を実施する場合は、くん蒸庫使用料のみとする。)	13円2銭 7円56銭 1,130円12銭																																																																										
野積場	1級 1月1平方メートルまでごとに 2級 1月1平方メートルまでごとに	137円50銭 104円50銭																																																																										
石炭等 保管用地	1月1平方メートルまでごとに	137円50銭																																																																										
給水栓	1年1基につき	25,300円																																																																										
施設用地	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>1月以上</th> <th>1月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物等の用地に使用する場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月1平方メートルまでごとに</td> <td>125円</td> <td>137円50銭</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月1平方メートルまでごとに</td> <td>95円</td> <td>104円50銭</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月1平方メートルまでごとに</td> <td>90円</td> <td>99円</td> </tr> <tr> <td>特定料金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上空使用については、基本料金の</td> <td>5割</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>電柱類を設置する場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年1本につき</td> <td>1,800円</td> <td>1,980円</td> </tr> <tr> <td>他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共架柱類1年1本につき</td> <td>1,260円</td> <td>1,386円</td> </tr> <tr> <td>管線類を埋架設する場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外口径20センチメートル未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年1メートルまでごとに</td> <td>180円</td> <td>198円</td> </tr> <tr> <td>外口径20センチメートル以上50センチメートル未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年1メートルまでごとに</td> <td>285円</td> <td>313円50銭</td> </tr> <tr> <td>外口径50センチメートル以上1メートル未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年1メートルまでごとに</td> <td>570円</td> <td>627円</td> </tr> <tr> <td>外口径1メートル以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年1平方メートルまでごとに</td> <td>1,140円</td> <td>1,254円</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	使用期間		1月以上	1月未満	工作物等の用地に使用する場合			基本料金			1級地			1月1平方メートルまでごとに	125円	137円50銭	2級地			1月1平方メートルまでごとに	95円	104円50銭	3級地			1月1平方メートルまでごとに	90円	99円	特定料金			上空使用については、基本料金の	5割	5割	電柱類を設置する場合			1年1本につき	1,800円	1,980円	他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合			共架柱類1年1本につき	1,260円	1,386円	管線類を埋架設する場合			外口径20センチメートル未満			1年1メートルまでごとに	180円	198円	外口径20センチメートル以上50センチメートル未満			1年1メートルまでごとに	285円	313円50銭	外口径50センチメートル以上1メートル未満			1年1メートルまでごとに	570円	627円	外口径1メートル以上			1年1平方メートルまでごとに	1,140円	1,254円	
単 位	使用期間																																																																											
	1月以上	1月未満																																																																										
工作物等の用地に使用する場合																																																																												
基本料金																																																																												
1級地																																																																												
1月1平方メートルまでごとに	125円	137円50銭																																																																										
2級地																																																																												
1月1平方メートルまでごとに	95円	104円50銭																																																																										
3級地																																																																												
1月1平方メートルまでごとに	90円	99円																																																																										
特定料金																																																																												
上空使用については、基本料金の	5割	5割																																																																										
電柱類を設置する場合																																																																												
1年1本につき	1,800円	1,980円																																																																										
他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合																																																																												
共架柱類1年1本につき	1,260円	1,386円																																																																										
管線類を埋架設する場合																																																																												
外口径20センチメートル未満																																																																												
1年1メートルまでごとに	180円	198円																																																																										
外口径20センチメートル以上50センチメートル未満																																																																												
1年1メートルまでごとに	285円	313円50銭																																																																										
外口径50センチメートル以上1メートル未満																																																																												
1年1メートルまでごとに	570円	627円																																																																										
外口径1メートル以上																																																																												
1年1平方メートルまでごとに	1,140円	1,254円																																																																										
ひき船	1 重量トン2万5千トン以上の油槽船の作業に使用する場合																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>外航船舶</th> <th>内航船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重量トン3万5千トン未満の船舶</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1回につき</td> <td>260,400円</td> <td>286,440円</td> </tr> <tr> <td>重量トン3万5千トン以上5万トン未満の船舶</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1回につき</td> <td>340,300円</td> <td>374,330円</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	外航船舶	内航船舶	重量トン3万5千トン未満の船舶			1回につき	260,400円	286,440円	重量トン3万5千トン以上5万トン未満の船舶			1回につき	340,300円	374,330円																																																												
単 位	外航船舶	内航船舶																																																																										
重量トン3万5千トン未満の船舶																																																																												
1回につき	260,400円	286,440円																																																																										
重量トン3万5千トン以上5万トン未満の船舶																																																																												
1回につき	340,300円	374,330円																																																																										

重量トン 5 万トン以上 15 万トン未満 の船舶 1 回につき	426,700 円	469,370 円
重量トン 15 万トン以上の船舶 1 回につき	499,300 円	549,230 円

2 重量トン 2 万 5 千トン未満の油槽船及びその他の船舶の作業に使用する  
場合

(1) 基本料金

イ 使用時間が 1 時間以内の場合

単 位	外 航 船 舶			内 航 船 舶		
	執 務 時 間 内	執 務 時 間 外	深 夜	執 務 時 間 内	執 務 時 間 外	深 夜
重量トン 5 千トン未満の船舶	51,300 円	76,950 円	102,600 円	56,430 円	84,645 円	112,860 円
重量トン 5 千トン以上 1 万 2 千トン未満の船舶	64,000 円	96,000 円	128,000 円	70,400 円	105,600 円	140,800 円
重量トン 1 万 2 千トン以上 1 万 8 千トン未満の船舶	79,600 円	119,400 円	159,200 円	87,560 円	131,340 円	175,120 円
重量トン 1 万 8 千トン以上 2 万 5 千トン未満の船舶	92,600 円	138,900 円	185,200 円	101,860 円	152,790 円	203,720 円
重量トン 2 万 5 千トン以上の 船舶	105,800 円	158,700 円	211,600 円	116,380 円	174,570 円	232,760 円

ロ 使用時間が 1 時間を超える場合

使用時間が 1 時間を超える場合には、その超える時間 30 分までごと  
に上記の金額の 5 割を加算する。ただし、日曜日、国民の祝日に関する  
法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日及び 3 日  
並びに 12 月 31 日に使用する場合にあつては、執務時間内であつても  
執務時間外料金と同額とする。

(2) 割増料金

故障船舶のけい離作業及び船舶のけい離作業以外の作業並びに港湾区  
域外における作業に使用する場合は、それぞれ上記の基本料金にその 5  
割を加算する。

3 使用取消しの場合（ひき船の出動後取消しのあつたとき）

区 分	外 航 船 舶	内 航 船 舶
シーバースの場合	61,000 円	67,100 円
そ の 他	30,700 円	33,770 円

管理事務所	第 3 埠頭附属事務所 1 月 1 平方メートルまでごとに	1,200 円 98 銭
	上屋附属事務所 霞 1 号上屋 1 月 1 平方メートルまでごとに	781 円 22 銭
	その他上屋 1 月 1 平方メートルまでごとに	670 円 89 銭
	埠頭ビル内事務所 1 月 1 平方メートルまでごとに	1,084 円 38 銭
陸上電力 供給施設	霞西 1 号さん橋陸上電力供給施設 1 日 1 施設につき	550 円

## 備考

- 1 上屋、荷さばき地及び野積場の級別は、別に定める。
- 2 港湾施設の使用区分及び期間
  - (1) 一般使用とは、随時一般の者の使用に供することをいう。
  - (2) 専用使用とは、期間を定め、特定の者の使用に供することをいう。
  - (3) 専用使用期間とは、1 月以上 1 年以内をいう。
- 3 施設用地の級別は、次のとおりとする。
  - 1 級地 千歳町（臨港道路千歳 6 号幹線西側溝端を南北に延長した線の東側の地域）、霞二丁目、霞一丁目（臨港道路霞 1 号幹線南端を東西に延長した線の北側の地域）
  - 2 級地 千歳町（1 級地を除く地域）、末広町、大浜町、東邦町（臨港道路東邦 1 号支線と隣接民間所有地との境界線を北に延長した線の東側の地域を除く地域）、大協町一丁目 65 番、霞一丁目（1 級地を除く地域）、浜園町、富双一丁目、富双二丁目
  - 3 級地 1 級地及び 2 級地以外の地域
- 4 年額をもつて定めた使用料で、その計算基礎となる期間が、1 年に満たない場合における当該使用料の額は月割計算とする。
- 5 月額をもつて定めた使用料で、その計算基礎となる期間が、15 日に満たない場合は、規定料金の 5 割とする。
- 6 使用料の計算は 1 件ごとに行い、使用料の確定額に円位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 7 1 件の使用料が 500 円未満のものは 500 円とする。
- 8 ひき船の使用料については、ひき船一隻についての額とする。
- 9 執務時間内とは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、深夜とは、午後 10 時 15 分から午前 4 時 45 分までをいい、その他の時間を執務時間外という。
- 10 第 5 条第 1 項第 1 号に定める物揚場は管理者の指定したものに限る。この使用料については、別表岸壁、さん橋の項を適用する。
- 11 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいい、内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう。
- 12 特別の事情その他によつて、この表によることが困難なときは、その都度管理者が定める。

（四日市港管理組合入港料条例の一部改正）

第 4 条 四日市港管理組合入港料条例（昭和 52 年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入港料の料率)</p> <p>第 3 条 入港料は、入港 1 回につき、<u>総トン数 1 トンまでごとに 2 円 50 銭に 25 銭を加えた額(以下「基準料率」という。)</u>とする。 ただし、外航船舶(消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいう。)<u>にあつては、入港 1 回につき、総トン数 1 トンまでごとに 2 円 50 銭とし、内航船舶(国内の港と国内以外の地域の港との間を往来する船舶以外の船舶をいう。)</u>にあつては、<u>入港 1 回につき、総トン数 1 トンまでごとに基準料率の 2 分の 1 を減じた額とする。</u></p> <p>(入港料の減免)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 管理者は、公益上その他特別の事由があると認める船舶については、<u>入港料を減免</u>することができる。</p>	<p>(入港料の料率)</p> <p>第 3 条 入港料は、入港 1 回につき総トン数 1 トンまでごとに 2 円 50 銭とする。ただし、外航船舶(消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいう。)<u>を除く船舶については、この額に 20 銭を加算した額(「基準料率」という。)</u>とし、内航船舶については、<u>基準料率の 2 分の 1 を減じた額とする。</u></p> <p>(入港料の減免)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 管理者は、公益上その他特別の事由があると認める船舶については、<u>入港料を減額</u>することができる。</p>

(四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部改正)

第 5 条 四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例(平成 12 年四日市港管理組合条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1 (第 2 条関係) 占用料				別表第 1 (第 2 条関係) 占用料			
占用目的	単 位	使用期間		占用目的	単 位	使用期間	
		1 月以上	1 月未満			1 月以上	1 月未満
漁業免許に伴うための占有	1 年 1 平方メートルまでごとに	25 円	<u>27 円 50 銭</u>	漁業免許に伴うための占有	1 年 1 平方メートルまでごとに	25 円	<u>27 円</u>
管線類を埋架設する場合の占有				管線類を埋架設する場合の占有			

外口径 20 センチメ ートル未 満	1 年 1 メー トルまでご とに	200 円	<u>220 円</u>
外口径 20 センチメ ートル以 上 50 セ ンチメー トル未満	1 年 1 メー トルまでご とに	320 円	<u>352 円</u>
外口径 50 センチメ ートル以 上 1.3 メ ートル未 満	1 年 1 メー トルまでご とに	400 円	<u>440 円</u>
外口径 1.3 メートル 以上	1 年 1 平方 メートルま でごとに	330 円	<u>363 円</u>
その他の占 用	1 年 1 平方 メートルま でごとに	330 円	<u>363 円</u>

備考

1・2 (略)

3 占用料の計算は 1 件ごとに行い、占  
用料の確定額に円位未満の端数があ  
るときは、その端数金額を切り捨て  
る。

4～6 (略)

別表第 2 (第 2 条関係)

土砂採取料

種 別	単 位	料 金
土 砂	1 立方メートルま でごとに	<u>220 円</u>
砂	1 立方メートルま でごとに	<u>220 円</u>
かき込砂利	1 立方メートルま でごとに	<u>220 円</u>

備考

1～4 (略)

外口径 20 センチメ ートル未 満	1 年 1 メー トルまでご とに	200 円	<u>216 円</u>
外口径 20 センチメ ートル以 上 50 セ ンチメー トル未満	1 年 1 メー トルまでご とに	320 円	<u>345 円</u> <u>60 銭</u>
外口径 50 センチメ ートル以 上 1.3 メ ートル未 満	1 年 1 メー トルまでご とに	400 円	<u>432 円</u>
外口径 1.3 メートル 以上	1 年 1 平方 メートルま でごとに	330 円	<u>356 円</u> <u>40 銭</u>
その他の占 用	1 年 1 平方 メートルま でごとに	330 円	<u>356 円</u> <u>40 銭</u>

備考

1・2 (略)

3～5 (略)

別表第 2 (第 2 条関係)

土砂採取料

種 別	単 位	料 金
土 砂	1 立方メートルま でごとに	<u>216 円</u>
砂	1 立方メートルま でごとに	<u>216 円</u>
かき込砂利	1 立方メートルま でごとに	<u>216 円</u>

備考

1～4 (略)

(四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第 6 条 四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例（平成 12 年四日市港管理組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係） 占用料			別表第 1（第 2 条関係） 占用料		
目的及び単位	使用期間		目的及び単位	使用期間	
	1 月以上	1 月未満		1 月以上	1 月未満
工作物等の用地に使用する場合 基本料金			工作物等の用地に使用する場合 基本料金		
1 級地 1 月 1 平方メートルまでごとに	125 円	<u>137 円</u> <u>50 銭</u>	1 級地 1 月 1 平方メートルまでごとに	125 円	<u>135 円</u>
2 級地 1 月 1 平方メートルまでごとに	95 円	<u>104 円</u> <u>50 銭</u>	2 級地 1 月 1 平方メートルまでごとに	95 円	<u>102 円</u> <u>60 銭</u>
3 級地 1 月 1 平方メートルまでごとに	90 円	<u>99 円</u>	3 級地 1 月 1 平方メートルまでごとに	90 円	<u>97 円</u> <u>20 銭</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
電柱類を設置する場合 1 年 1 本につき	1,800 円	<u>1,980 円</u>	電柱類を設置する場合 1 年 1 本につき	1,800 円	<u>1,944 円</u>
他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合 共架柱類 1 年 1 本につき	1,260 円	<u>1,386 円</u>	他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合 共架柱類 1 年 1 本につき	1,260 円	<u>1,360 円</u> <u>80 銭</u>
管線類を埋架設する場合 外口径 20 センチメートル未満 1 年 1 メートルまでごとに	180 円	<u>198 円</u>	管線類を埋架設する場合 外口径 20 センチメートル未満 1 年 1 メートルまでごとに	180 円	<u>194 円</u> <u>40 銭</u>
外口径 20 センチメートル以上 50 センチメートル未満 1 年 1 メートルまでごとに	285 円	<u>313 円</u> <u>50 銭</u>	外口径 20 センチメートル以上 50 センチメートル未満 1 年 1 メートルまでごとに	285 円	<u>307 円</u> <u>80 銭</u>
外口径 50 センチメートル以上 1 メートル未満 1 年 1 メートルまでごとに	570 円	<u>627 円</u>	外口径 50 センチメートル以上 1 メートル未満 1 年 1 メートルまでごとに	570 円	<u>615 円</u> <u>60 銭</u>
外口径 1 メートル以			外口径 1 メートル以		

上 1年1平方メートル までごとに	1,140 円	1,254 円
-------------------------	---------	---------

備考

1～4 (略)

5 占用料の計算は1件ごとに行い、占  
用料の確定額に円位未満の端数があ  
るときは、その端数金額を切り捨て  
る。

6～8 (略)

別表第2 (第2条関係)

土石採取料

種 別	単 位	料 金
土 砂	1立方メートルま でごとに	220 円
砂	1立方メートルま でごとに	220 円
かき込砂利	1立方メートルま でごとに	220 円

備考

1～4 (略)

上 1年1平方メートル までごとに	1,140 円	1,231 円 20 銭
-------------------------	---------	-----------------

備考

1～4 (略)

5～7 (略)

別表第2 (第2条関係)

土石採取料

種 別	単 位	料 金
土 砂	1立方メートルま でごとに	216 円
砂	1立方メートルま でごとに	216 円
かき込砂利	1立方メートルま でごとに	216 円

備考

1～4 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(四日市港管理組合行政財産等の目的外使用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の四日市港管理組合行政財産等の目的外使用に関する条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の額の計算について適用し、同日前の使用に係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

(四日市港ポートビル条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第 2 条の規定による改正後の四日市港ポートビル条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料及び入場に係る入場料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び入場に係る入場料については、なお従前の例による。

(四日市港管理組合港湾施設条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日前に四日市港管理組合港湾施設条例第 5 条の規定による許可を受け、

同日前に使用しているものについては、第 3 条の規定による改正後の四日市港管理組合港湾施設条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(四日市港管理組合入港料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第 4 条の規定による改正後の四日市港管理組合入港料条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後の入港に係る入港料について適用し、同日前に入港に係る入港料については、なお従前の例による。

(四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の日前に港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 37 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為についての許可を受け、同日前に占用又は土砂の採取をしているものについては、第 5 条の規定による改正後の四日市港の港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の日前に海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受け、同日前に占用又は土石の採取をしているものについては、第 6 条の規定による改正後の四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 公 告

平成 31 年度四日市港管理組合一般会計予算等が平成 31 年 3 月 20 日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 22 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

平成 31 年度四日市港管理組合一般会計予算

平成 31 年度四日市港管理組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,092,082 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (i) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 2,750,592
	1 負担金	2,750,592
2 使用料及び手数料		623,877
	1 使用料	623,877
3 国庫支出金		461,900
	2 国庫補助金	461,900
4 県支出金		21,260
	1 県補助金	21,260
5 財産収入		10,791
	1 財産運用収入	10,684
	2 財産売払収入	107
6 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
7 諸収入		22,662
	1 組合預金利子	55
	2 受託事業収入	910
	3 雑入	21,697
8 組合債		1,171,000
	1 組合債	1,171,000
歳 入 合 計		5,092,082

## 歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 18,596
	1 議会費	18,596
2 総務費		795,301
	1 総務費	784,501
	2 統計調査費	910
	3 監査委員費	9,890
3 港湾管理費		581,877
	1 港湾管理費	581,877
4 港湾建設費		1,471,498
	1 港湾建設費	1,471,498
5 公債費		2,223,810
	1 公債費	2,223,810
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		5,092,082

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成32年度～平成37年度	千円 81,587
財務会計システム更新業務に係る契約	平成32年度～平成37年度	51,474

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
国補港湾改修事業費	千円 148,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会資本総合整備事業費	377,000	〃	〃	〃
一般管理費	40,000	〃	〃	〃
企画調査費	4,000	〃	〃	〃
港湾施設管理費	14,000	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	221,000	〃	〃	〃
港湾改修事業費	77,000	〃	〃	〃
国直轄事業負担金	290,000	〃	〃	〃
計	1,171,000			

## 平成 31 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算

平成 31 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,681,881 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (i) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		1,531,201
	1 使用料	1,531,201
2 財産収入		584,078
	1 財産運用収入	584,078
3 繰入金		858,732
	1 基金繰入金	858,732
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		34,870
	1 組合預金利子	34
	2 雑入	34,836
6 組合債		653,000
	1 組合債	653,000
歳 入	合 計	3,681,881

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1 管理費		1,018,851
	1 施設管理総務費	502,708
	2 施設管理費	390,988
	3 ひき船事業費	125,155
2 建設事業費		1,023,389
	1 建設事業費	1,023,389
3 公債費		1,639,641
	1 公債費	1,639,641
歳 出	合 計	3,681,881

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成32年度～平成36年度	千円 14,421
財務会計システム更新業務に係る契約	平成32年度～平成37年度	51,474
霞1号上屋耐震補強等改修工事に係る契約	平成32年度	238,621
霞1号上屋耐震補強等改修工事監理業務に係る契約	平成32年度	3,485
霞1号上屋耐震補強等改修工事設計意図伝達業務に係る契約	平成32年度	494

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
港湾施設改修費	千円 653,000	普通貸借又は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
計	653,000			

平成 30 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 99,176 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,289,571 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	2,714,196	△ 1,377	2,712,819
	1 負担金	2,714,196	△ 1,377	2,712,819
2	使用料及び手数料	629,850	△ 5,235	624,615
	1 使用料	629,850	△ 5,235	624,615
3	国庫支出金	206,274	66,826	273,100
	1 国庫負担金	23,174	△ 3,174	20,000
	2 国庫補助金	183,100	70,000	253,100
5	財産収入	10,733	△ 2	10,731
	1 財産運用収入	10,589	△ 2	10,587
6	繰入金	49,205	△ 2	49,203
	1 基金繰入金	49,205	△ 2	49,203
7	諸収入	23,668	△ 134	23,534
	1 組合預金利子	76	△ 3	73
	3 雑入	22,682	△ 131	22,551
8	組合債	1,535,000	39,100	1,574,100
	1 組合債	1,535,000	39,100	1,574,100
	歳 入 合 計	5,190,395	99,176	5,289,571

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	18,868	△ 756	18,112
	1 議会費	18,868	△ 756	18,112
2	総務費	759,218	△ 10,134	749,084
	1 総務費	748,824	△ 10,066	738,758
	3 監査委員費	9,484	△ 68	9,416
3	港湾管理費	507,777	△ 42,980	464,797
	1 港湾管理費	507,777	△ 42,980	464,797
4	港湾建設費	1,754,029	134,632	1,888,661
	1 港湾建設費	1,754,029	134,632	1,888,661
7	災害復旧費	34,745	18,414	53,159
	1 港湾施設災害復旧費	34,745	9,389	44,134
	2 公共施設災害復旧費	0	9,025	9,025
	歳 出 合 計	5,190,395	99,176	5,289,571

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設管理費	8,210
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持補修費	21,500
4 港湾建設費	1 港湾建設費	国補港湾改修事業費	65,000
4 港湾建設費	1 港湾建設費	単独港湾改修事業費	19,641
7 災害復旧費	1 港湾施設 災害復旧費	平成 30 年発生港湾施設 災害復旧単独事業費	5,000
7 災害復旧費	2 公共施設 災害復旧費	平成 30 年発生公共施設 災害復旧単独事業費	7,852

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
			千円		千円
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本総合 整備事業費	183,094	社会資本総合 整備事業費	330,494

## 第 3 表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設災害復旧単独事業費	千円 3,100	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
公共施設災害復旧単独事業費	9,000	〃	〃	〃

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本総合整備事業費	千円 161,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 231,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
一般管理費	40,000	〃	〃	〃	31,000	〃	〃	〃
港湾施設維持補修費	89,000	〃	〃	〃	59,000	〃	〃	〃
港湾改修事業費	19,000	〃	〃	〃	16,000	〃	〃	〃
港湾施設災害復旧事業費	11,000	〃	〃	〃	10,000	〃	〃	〃

平成 30 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 71,381 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,234,317 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		1,554,084	11,771	1,565,855
	1 使用料	1,554,084	11,771	1,565,855
2 財産収入		611,433	350	611,783
	1 財産運用収入	611,433	350	611,783
3 繰入金		348,436	△ 170,855	177,581
	1 基金繰入金	348,436	△ 170,855	177,581
5 諸収入		35,227	118,353	153,580
	1 組合預金利子	33	3	36
	2 雑入	35,194	118,350	153,544
6 組合債		688,000	△ 31,000	657,000
	1 組合債	688,000	△ 31,000	657,000
歳 入	合 計	3,305,698	△ 71,381	3,234,317

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 管理費		807,718	△ 49,892	757,826
	1 施設管理総務費	493,595	△ 9,790	483,805
	2 施設管理費	184,085	△ 40,031	144,054
	3 ひき船事業費	130,038	△ 71	129,967
2 建設事業費		909,894	△ 39,040	870,854
	1 建設事業費	909,894	△ 39,040	870,854
3 公債費		1,588,086	0	1,588,086
	1 公債費	1,588,086	0	1,588,086
4 災害復旧費		0	17,551	17,551
	1 港湾施設災害復旧費	0	8,523	8,523
	2 公共施設災害復旧費	0	9,028	9,028
歳 出	合 計	3,305,698	△ 71,381	3,234,317

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 建設事業費	1 建設事業費	施設改修費	316,000
4 災害復旧費	2 公共施設災害復旧費	平成 30 年発生公共施設災害復旧単独事業費	6,940

第 3 表 債務負担行為補正

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成 31 年度～平成 36 年度	千円 8,708	平成 31 年度～平成 35 年度	千円 6,887

第 4 表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設改修費	千円 688,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 657,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。

四日市港管理組合情報公開条例（平成 14 年四日市港管理組合条例第 1 号）第 29 条の規定に基づき、平成 29 年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 22 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 公文書開示請求件数 59 件
- 2 公文書開示決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
開示	58
部分開示	1
非開示	0
不存在	0
存否応答拒否	0
取下げ	0
合計	59

- 3 公文書開示決定等の実施機関別状況 【単位：件】

実施機関	件数	
管理者	59	
内 訳	総務課	0
	企画課	1
	振興課	0
	港営課	6
	建設課	22
	防災営繕課	30
	出納室	0
議会	0	
監査委員	0	
合計	59	

## 4 公文書開示決定等に対する不服申立ての状況 【単位：件】

区分		件数
前年度からの繰越		0
諮問		0
審査会処理		0
内 訳	許容	0
	一部許容	0
	棄却	0
未処理		0
取下げ		0
合計		0

四日市港管理組合個人情報保護条例（平成 21 年四日市港管理組合条例第 1 号）第 45 条の規定に基づき、平成 29 年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 22 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 個人情報取扱事務登録簿への登録状況 【単位：件】

実施機関		登録事務数
管理者		45
内 訳	総務課	14
	企画課	1
	振興課	3
	港営課	15
	整備課	3
	施設保全課	4
	整備課、施設保全課	3
	出納室	2
議会		4
監査委員		3
合計		52

## 2 自己を本人とする保有個人情報の請求等 【単位：件】

	請求件数	不服申立て件数
開示請求	0	0
訂正請求	0	0
利用停止等請求	0	0

## 3 開示請求の状況

## (i) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
開示	0
部分開示	0
非開示	0
不存在	0
存否応答拒否	0
取下げ	0
合計	0

## (2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	整備課	0
	施設保全課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

## 4 訂正請求の状況

## (1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
訂正	0
非訂正	0
合計	0

## (2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	整備課	0
	施設保全課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

## 5 利用停止請求の状況

## (1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
利用停止等	0
非利用停止等	0
合計	0

## (2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	整備課	0
	施設保全課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

## 6 不服申立ての状況 【単位：件】

区分		件数
前年度からの繰越		0
諮問		0
審査会処理		0
内 訳	許容	0
	一部許容	0
	棄却	0
未処理		0
取下げ		0
合計		0

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成 6 年四日市港管理組合規則第 5 号）第 4 条第 4 項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）第 81 条第 3 項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 31 年 3 月 22 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 平成 30～33 年度四日市港管理組合入札参加資格者名簿登録の受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、登録を希望する業務に応じて次のとおりとします。

- (1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、郵送によるもののみの受付とします。

受 付 期 間	受 付 場 所
平成 31 年 4 月 2 日（火）から 平成 32 年 3 月 31 日（火）まで	〒514-0002 三重県津市島崎町 56 番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

平成 31 年 4 月 2 日から同年 7 月 1 日までの受付分・・・平成 31 年 8 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 31 年 7 月 2 日から同年 9 月 30 日までの受付分・・・平成 31 年 11 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 1 月 6 日までの受付分・・・平成 32 年 2 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 32 年 1 月 7 日から同年 3 月 31 日までの受付分・・・平成 32 年 5 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

となります。

- (2) 物件関係（物品・業務委託）で登録を希望する場合は、郵送によるもののみの受付とします。

受 付 期 間	受 付 場 所
平成 31 年 4 月 2 日（火）から 平成 32 年 3 月 31 日（火）まで	〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

平成 31 年 4 月 2 日から同年 7 月 1 日までの受付分・・・平成 31 年 8 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 31 年 7 月 2 日から同年 9 月 30 日までの受付分・・・平成 31 年 11 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 1 月 6 日までの受付分・・・平成 32 年 2 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 32 年 1 月 7 日から同年 3 月 31 日までの受付分・・・平成 32 年 5 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

となります。

## 2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目 1 番地の 1

四日市港管理組合総務課総務・調整担当

電話 059-366-7009

### 監査委員公表

#### 監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者から通知されたので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 22 日

四日市港管理組合

監査委員 加 藤 光

監査委員 濱 井 初 男

## 監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合全体	実施年月日	平成 30 年 9 月 13 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 防災・危機管理体制について</p> <p>防災体制については防災営繕課、危機管理については総務課が主担当課となっているが、管理組合全体での対応が求められるので、組織全体としての仕組みづくりについても、より一層検討されたい。</p>		<p>(1) 防災・危機管理体制について</p> <p>危機管理は、総務課を主担当とし、防災体制については、防災営繕課を主担当としていますが、有事の際には、防災については「災害対策本部」を、危機管理については「危機管理対策会議」を、いずれも常勤副管理者をトップとして設置し、組合を挙げて対処する仕組みとしています。</p> <p>今後も、管理組合内での情報共有、連携を徹底することで、管理組合全体としての対応を推進していきます。</p>	
<p>(2) 職員の長時間労働や研修等について</p> <p>長時間労働、ハラスメントや法令順守、情報流出等様々な社会問題が生じている中、管理組合においても、各種研修の実施はもとより、報告・連絡・相談を含む日頃からの職場でのコミュニケーションについても留意されたい。</p> <p>また、管理職の長時間労働については、これまでは問題視されてこなかったもので、今後、特に意識されたい。</p> <p>さらに、各種研修についても、各所属単位で実施するだけでなく、より効果を発揮するため、管理組合内で研修の成果等について情報共有されたい。</p>		<p>(2) 職員の長時間労働や研修等について</p> <p>管理組合では、職員フリートークやコンプライアンス・ミーティング、課内会議等の場を活用し、情報共有や意見交換を行うとともに、定期的に所属長と職員との面談・対話を行うことにより、職員が報告・連絡・相談を行いやすく、職員から意見・提案が出やすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、風通しのよい、活気あふれる職場づくりに向け、コミュニケーションの活性化やチームワーク向上の取組を推進していきます。</p> <p>管理組合では、管理職員を含むすべての職員を対象として、ワーク・ライフ・マネジメントの取組を推進しているところであり、管理職員自身が、率先してワーク・ライフ・マネジメントに取り組むこと等を通じて、時間外労働への意識を一層高めていきます。</p> <p>管理組合では、人材育成の取組の一環として、外部研修の積極的な受講を促すとともに、研修等で得られた知識や県・市職員が培ってきた知識・経験等を活用し、職員向けの内部研修を実施しています。今後、職員の能力や知識の向上につなげるため、さらに内部研修の充実に取り組んでいきたいと考えています。</p>	

<p>(3) 公印の管理について</p> <p>組織変更により所属長印を更新し、旧公印を備品台帳上廃棄しているが、現品を金庫等で保管していた。使用しない公印を保管することは不適切な使用等の問題が生じることも懸念されるので、公印の管理状況等を調査するとともに、公印取扱規程に基づき、適正に廃棄されたい。</p>	<p>(3) 公印の管理について</p> <p>管理組合では、「四日市港管理組合公印取扱規程」に基づき、公印を保管する各課長等が公印を廃止したときは、すみやかに公印廃止届を総務課へ提出するとともに、廃止となった公印は、すみやかに保管する課長等において、焼却又は裁断の方法により廃棄するものとされています。</p> <p>今後、組織改正の有無に関わらず、公印を保管する課長等に対し本規程の運用を徹底させることにより、公印の取扱いに関する意識を高く持ち、適切に公印管理を行うよう努めていきます。</p>
--	---

### 監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部総務課	実施年月日	平成 30 年 9 月 13 日
監査の結果		講じた措置 (処理状況)	
<p>(1) 一般会計と特別会計の区分について</p> <p>一般会計並びに特別会計の歳出については共通のものが多く、両会計について適切に区分けできるよう、区分けの基準をわかりやすく整理されたい。</p>	<p>(1) 一般会計と特別会計の区分について</p> <p>今後、一般会計と特別会計について、区分けの基準がわかりやすいように、資料を整理します。</p>		
<p>(2) 基金について</p> <p>管理組合には港湾整備事業積立基金をはじめ 4 基金があるが、各基金の設置目的については、それぞれ条例において、簡潔に記入されているのみである。各基金の目的や用途をわかりやすく整理し、計画的に運用されたい。</p>	<p>(2) 基金について</p> <p>基金の目的や用途をわかりやすくするため、資料を整理します。</p>		

## 監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部企画課	実施年月日	平成 30 年 9 月 21 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 港湾運営会社の取組について 「名古屋四日市国際港湾株式会社」については、平成 29 年 9 月からコンテナターミナルの運営を開始している。同社の監査役には四日市港管理組合の常勤副管理者が就任しており、牽制の効いたガバナンス効果を期待する。</p>		<p>(1) 港湾運営会社の取組について 四日市港と名古屋港のコンテナターミナルを一体的に運営する「名古屋四日市国際港湾株式会社」の監査役に就任している常勤副管理者は、取締役会に出席して事業報告や決算報告をもとに同社の業務執行状況や財産状況が適切であるかを確認しております。 同社の経営理念である「中部圏のものづくり産業を物流面でしっかりと支え、地域経済の発展、市民生活の向上及び国際的な通商の伸展に貢献」が達成できるよう、会社法等の関係法令及び同社定款等に基づき、今後も引き続き、同社の運営状況を正しく把握していきます。</p>	

## 監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	平成 30 年 9 月 13 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 四日市港海外訪問団について 管理組合では、四日市港利用促進協議会の「四日市港海外訪問団」に職員を派遣しているが、職員が訪問した成果については、管理組合全体で広く情報共有できるよう取組まれたい。</p>		<p>(1) 四日市港海外訪問団について 海外訪問団が実施される度に、四日市港利用促進協議会事務局として報告書を作成し、振興課職員内や幹部職員内で情報共有しているところですが、今年度より庁内ポータルに「四日市港アジア訪問団」報告書を掲載するなど、全庁的な情報共有に努めました。</p>	

## 監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部港営課	実施年月日	平成 30 年 9 月 21 日
監査の結果		講じた措置 (処理状況)	
<p>(1) 放置艇 (沈廃船) 対策について</p> <p>放置艇対策については、昨年度までのボートパーク整備の方針を改め、既存施設の活用により船艇保管施設を確保する方向で検討するとのことであるが、放置艇は安全面での問題等もあるので、規制措置の推進や沈廃船の処理も含め、早期の対策を進められたい。</p>		<p>(1) 放置艇 (沈廃船) 対策について</p> <p>既存施設を活用した新たな手法によるプレジャーボート等船艇の係留・保管施設の確保に向けて、関係者との調整を進めています。</p> <p>また、沈廃船については、本年度においてこれまで 2 隻を処分しました。</p> <p>引き続き関係者との調整を進め、その意見を聞きながら、適切な係留・保管施設の確保と規制措置の推進による早期の放置艇の「ゼロ」の達成に向け努めてまいります。</p>	

## 監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部建設課	実施年月日	平成 30 年 9 月 21 日
監査の結果		講じた措置 (処理状況)	
<p>(1) 事業の明許繰越と不用について</p> <p>事業の明許繰越・不用については、一般会計及び特別会計ともに不用額は減少したものの、明許繰越額は特別会計において大幅に増加した。明許繰越・不用とも、個々の事情は存在するが、予算の有効活用、事業効果の早期発現の観点からできる限りの抑制に努められたい。</p>		<p>(1) 事業の明許繰越と不用について</p> <p>毎月開催する事業進捗会議において情報を共有し、事前調整を要する点等を皆で確認、処理することで、事業の進捗管理を徹底でき、計画どおり発注できました。ただし、執行予定事案に変更が生じているため、今後も適切な予算執行が図れるよう取り組むとともに、不測の事態にもできる限り迅速に対応できるよう努めます。</p>	
<p>(2) 液状化等にかかる対策について</p> <p>管理組合が管轄する区域には、工場等民有地も数多くある。土地の液状化や護岸の高潮対策などについては、管理組合として区域全体の管理を担う必要はあると思われるので、対応を検討されたい。</p>		<p>(2) 液状化等にかかる対策について</p> <p>管理組合所管の施設においては、護岸の高潮対策や地震、津波に対する整備を行うことにより背後区域への被害を低減できることから、引続き、海岸保全施設の耐震対策 (液状化対応) を整備してまいります。</p>	

## 監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部防災営繕課	実施年月日	平成 30 年 9 月 21 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事業の明許繰越と不用額について</p> <p>事業の明許繰越・不用については、一般会計及び特別会計ともに不用額は減少したものの、明許繰越額は特別会計において大幅に増加した。明許繰越・不用とも、個々の事情は存在するが、予算の有効活用、事業効果の早期発現の観点からできる限りの抑制に努められたい。</p>	<p>(1) 事業の明許繰越と不用額について</p> <p>事業進捗会議を開催し情報共有を計ることで早期発注が進み、また事業の進捗管理を徹底することができました。その結果、概ね適切な予算の執行を図ることができました。</p> <p>しかしながら W16 ランプウェイ撤去工事においては、取付栈橋の傾きが進行し、その基礎部の座屈も確認されたことから、工事における作業員の安全確保に向けた確実性を確認するべく、設計内容の再精査に期間を要したことから、年度内の完成ができず、明許繰越が発生しました。</p> <p>今後は、さらに適切な予算執行が図れるよう取り組むとともに、不測の事態にもできる限り迅速に対応できるよう努めます。</p>		
<p>(2) 防災について</p> <p>防災については、日ごろの意識や事前の訓練が重要となるので、夜間訓練も検討するなど訓練の充実を図るとともに、全体的な計画等についても随時検討されたい。</p>	<p>(2) 防災について</p> <p>高潮や津波対策における防潮扉の閉鎖訓練については、近隣の住民や企業等とともに、毎年、計画的に実施しています。</p> <p>また、地震・津波の避難対策については、港湾関連事業者等と組織した「四日市港地震・津波避難対策協議会」において、『四日市港地震・津波避難誘導計画』を策定し、避難訓練等を実施しています。</p> <p>今後は、これらの訓練等の取組を継続して行うとともに、訓練方法については、参加する住民・企業の方々のご意見を伺い、訓練の充実を図ってまいります。</p> <p>また、防災に関する計画については、訓練により得た課題を含め、毎年見直しを行っています。</p>		

## 監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 議会事務局	実施年月日	平成 30 年 9 月 13 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 海外港湾事情調査について</p> <p>議員による海外港湾事情調査については、実施目的に合致した効果をあげることが重要である。現在、調査報告書の公表や、本会議での調査報告がされており、今後も引き続き、管理組合の事業運営に資する提言など、一層の視察効果を高めることを期待する。</p>		<p>(1) 海外港湾事情調査について</p> <p>平成 30 年度の海外港湾事情調査については、11 月 6 日～9 日の日程で、インドネシア共和国のタンジュンプリオク港とタンジュンペラック港を訪問しました。</p> <p>訪問先は四日市港と航路がある港を中心に厳選するとともに、調査目的の達成と成果の最大化を図るため、本年度は業者選定の企画提案コンペを前倒しして実施し、準備に時間を割きました。</p> <p>また、例年、調査概要及び参加者全員からの報告書を取りまとめ、3 月定例会に提出し、ホームページにも掲載するほか、本会議場においても、参加議員から口頭報告を行うなど、調査の効果の共有にも努めています。</p> <p>頂いた意見を踏まえ、今後も実施目的の効果をより高めるため、事務局としてサポートしていきたいと考えます。</p>	

## 発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1  
四日市港管理組合経営企画部総務課  
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>